

道営住宅入居者の収入申告に関する事務取扱要領

〔沿革〕	平成9年12月1日	決定
	平成14年4月1日	改正
	平成18年3月22日	改正
	平成22年7月27日	改正
	平成30年4月1日	改正
	令和2年9月29日	改正
	令和3年4月1日	改正

第1 趣旨

この要領は、道営住宅入居者に係る収入の申告、収入の認定等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 収入の申告を行う者

- 1 北海道営住宅条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定による収入の申告（以下「当初申告」という。）をしなければならない者は、毎年度、10月1日（以下「基準日」という。）現在で道営住宅に入居する者及び当該年度の基準日を過ぎた日において新たに道営住宅に入居する者とする。
- 2 毎年度新たに道営住宅に入居した者に関するその年度の当初申告は、北海道営住宅入居申込書（北海道営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）別記第1号様式）を北海道営住宅収入申告書（規則別記第13号様式、以下「収入申告書」という。）とみなして、申告があったものとする。

第3 収入の申告

- 1 規則第14条第1項に定める収入の申告に関して、給与所得者が基準日の属する年の前年1月2日以降から申告時点までに転職、退職、失業になった等の理由により、基準日の属する年の前年1年間（前年の1月1日から12月31日まで）における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額（以下「所得金額」という。）をその者の継続的な収入に関する金額（以下「収入金額」という。）とすることが著しく不相当であると認められる場合は、その者の収入は次によるものとする。
 - (1) 申告時点における就業等の状況に関して、給与所得については就職したとき、事業所得については事業を営んだとき、利子所得及び配当所得についてはそれぞれの元本を得たとき、不動産所得については不動産の貸付その他の権利を設定したとき、一時所得及び雑所得についてはそれらの所得の生ずる理由が発生したとき等現実に継続的な収入金額があることになったとき（以下「就職」という。）から申告までの期間が1年に満たないときは、就職後の収入金額（1月未満期間についての収入金額は切捨てる。）を就職後の月数（1月未満は切捨てる。）で除した額に12を乗じて得た額による所得金額を基礎として、公営住宅法施行令（以下「令」という。）第1条第3号の例に準じて算出されたもの。
 - (2) 申告時点における就業等の状況に関して、就職から申告までの期間が1年を超えるときは、就職した翌月から12ヶ月分の所得金額を基礎として、令第1条第3号の例に

準じて算出されたもの。

- 2 条例第15条第1項ただし書きの規定により近傍同種の住宅の家賃の決定を受けた者から収入の申告があった場合において、当該家賃がすでに適用されている場合は、収入申告書を受理した月から収入の認定、収入超過者等の認定又は家賃の額の更正を行うものとする。

第4 意見申出

- 1 条例第14条第4項及び第23条第4項に規定する入居者からの意見（以下「意見申出」という。）は、入居者からの申告に基づいて総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が行った収入の認定、収入超過者等の認定又は家賃の額の決定が当該申告の内容と異なる場合に、入居者が不服を申し立てるためのものである。
- 2 条例第14条第4項又は第23条第4項の「意見に正当な理由があると認めるとき」の判定は、原則として、総合振興局長等が行った認定又は決定の基になる申告の内容に誤り、漏れその他の理由があることにより正しい申告を行う必要がある場合とする。

なお、申告内容に漏れがあるものとして訂正を行うことができるのは、次のいずれかの場合又はこれに準じる場合とする。

- (1) 出生等により同居者又は扶養親族が増加した場合
- (2) 死亡、転出等により同居者又は扶養親族が減少した場合
- (3) 加齢又は新たに障害者になったこと等の理由により、特別控除額に変動が生じた場合又は条例第6条第2号アに該当する場合において、収入が同号ウに掲げる金額から同号アに掲げる金額までの入居階層（以下「裁量階層」という。）の要件に該当することとなった場合
- (4) 収入金額を得るための方途に変更があったが、その後の収入金額が確定している場合（なお、方途の変更の事例は次のとおり）
 - (事例) ア 定年退職ののち年金収入のみになることが確定している者
 - イ 転職（ただし、正社員採用又はこれに準ずる場合）により所得が変動した者

第5 随時申告

- 1 条例第14条第2項又は第23条第3項の規定による収入の申告（以下「随時申告」という。）は、当初申告を行った時点では適正であるが、その後の状態の変動によってすでに適正な内容となっていない場合において、先の申告及びこれに基づく認定等を改めるためのものである。
- 2 条例第14条第3項ただし書及び規則第14条第4項の規定によらない随時申告を行うことができる場合の判定は、原則として、上記1の「その後の状態の変動」に正当な理由があるものとして、次のいずれかの場合又はこれに準じる場合とする。
 - (1) 出生等により同居者又は扶養親族が増加した場合
 - (2) 死亡、転出等により同居者又は扶養親族が減少した場合
 - (3) 加齢又は新たに障害者になったこと等の理由により、特別控除額に変動が生じた場合又は裁量階層の要件に該当することとなった場合
 - (4) 収入金額を得るための方途に変更があったが、その後の収入金額が確定している場合（なお、方途の変更の事例は次のとおり）

(事例) ア 定年退職ののち年金収入のみになることが確定している者

イ 転職（ただし、正社員採用又はこれに準ずる場合）により所得が変動した者

(5) 第3-1の規定により収入の認定を行ったが、その後の収入金額の推移が著しく変動した場合（なお、この場合については、入居者が積極的に収入の申告を行うように指導するものとする。）

(事例) ア 無職、失業等の理由により当初収入金額の存在しなかった者が、就職により収入金額のあることとなったとき

イ 年度の途中で就職したため第3-1-(1)の例により収入認定を行ったが、当該認定においては勤続月数が僅かであったため賞与が考慮されず、結果的に収入が大きくなることが判明したとき

3 随時申告に基づく収入の認定を行う際の対象とする所得金額について、上記2-(1)から(3)の事由による場合は、当初申告における所得金額を用いるものとする。

4 随時申告に基づく収入の認定、収入超過者等の認定又は家賃の額の更正について、当初申告に基づく家賃がすでに適用されている場合は、北海道営住宅収入申告書（随時申告用）（規則別記第14号様式）を受理した月から更正を行うものとする。

5 随時申告は、上記2に掲げる事由が発生した日から30日以内に行うよう指導するものとする。

第6 収入申告書等に添付する書面

規則第14条第1項又は第2項の「知事が別に定める書面」及び規則第14条第5項又は第27条第4項の規定により意見を述べようとする場合に添付する書面（以下「添付書面」という。）は次のとおりとする。

(1) 収入金額を証明する添付書面は、原則として次の①、②のいずれかとするが、所得の種類に応じて、③から⑤も含めるものとする。

① 市町村発行の所得証明書（各種控除記載のもの）

② 市町村・道民税特別徴収税額通知書（写し可）

③ 給与所得の源泉徴収票（給与所得の場合、写し可）

④ 公的年金等の源泉徴収票（年金所得の場合、写し可）

⑤ 税務署受付印のある確定申告書控え（事業所得等の場合、写し可、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年7月14日財務省令第71号）に基づく国税電子申告・納税システムから出力された電子申請等証明データシート及び所得税の確定申告書（税務署長あて送信したデータに限る）でも可）

ただし、入居者又は同居者の所得が未申告になっていること、基準日の属する年の前年1月2日以降において転職・失業等により勤務先に変更があったり、新たに年金を受給することになったり又は事業を開始したこと、或いは生活保護を受けていること等その他特別の事情があったため、上記①から⑤までの書面を提出することが不適切であると認められる場合は、次に掲げる書面のうち最も適当なものを提出するものとする。

① 給与所得者 次のア、イ、ウのいずれかとする。

- ア 給与証明書（別記第1号様式、就職後の給与を勤務先が証明したもの）又はこれに類する書面
 - イ 給与支給明細書（現在の勤務先で支給された給与の各月の支給明細書）
 - ウ 現在の勤務先で発行した年間給与予定証明書
 - ② 事業所得者等 事業収入申告明細書（別記第2号様式、本人記載による事業開始から12ヶ月分の事業収支を記したもの）又はこれに類する書面
 - ③ 年金所得者 年金改定通知書（写し可）、支払通知書（写し可）又は振込通知書（写し可）のいずれか
 - ④ 生活保護受給者 生活保護決定通知書（写し可）又は生活保護受給証明書のいずれか
 - ⑤ 失業者（無職の者） 次のア、イのいずれかとする。
 - ア 失業直後（おおむね雇用保険受給期間内）の場合は、雇用保険被保険者離職票又は雇用保険（特例）受給資格者証のいずれか写し
 - イ その他（雇用保険受給期間終了後もなお失業中など）の場合は、無職無収入申出書（別記第3号様式、本人記載による現在無職無収入であることを申し出したもの）又はこれに類する書面
 - ⑥ 無収入の大学生又は大学院生 在学証明書又は学生証の写し及び無職無収入申出書
 - ⑦ 無収入の留学生 在留カードの写し、在学証明書又は学生証の写し及び無職無収入申出書
 - ⑧ その他 その事実を証明する書面
- (2) 所得のある者の死亡、転・退職等を証明する添付書面は、次のうち該当するものとする。
- ① 死亡の場合 戸籍抄本又は住民票抄本等
 - ② 転・退職の場合 勤務先で発行した退職辞令（退職証明書）等
 - ③ 休職の場合 勤務先で発行した休職辞令等
 - ④ その他 その事実を証明する書面
- (3) 扶養親族の人数等を証明する添付書面は、次のうちのいずれかとする。
- ただし、上記(1)前段①から⑤のいずれかの書面を提出した場合において、扶養親族の内容が確認できれば、この限りではない。
- ① 健康保険証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施したもの）
 - ② その他その事実を証明する書面
- (4) 特別控除に該当することを証明する添付書面は、次のうち該当するものとする。
- ただし、上記(1)前段①から⑤のいずれかの書面を提出した場合において、特別控除の内容が確認できれば、この限りではない。
- ① 身体障害者手帳の写し
 - ② 精神障害者保健福祉手帳の写し
 - ③ 戦傷病者手帳の写し
 - ④ 被爆者健康手帳の写し
 - ⑤ その他その事実を証明する書面

(5) 裁量階層となる旨を証明する添付書面は、次のうち該当するものとする。

- ① 身体障害者の場合 身体障害者手帳の写し
- ② 精神障害者の場合 精神障害者保健福祉手帳の写し
- ③ 戦傷病者の場合 戦傷病者手帳の写し
- ④ 原子爆弾被爆者の場合 被爆者健康手帳の写し
- ⑤ 引揚者の場合 厚生労働省社会・援護局長の証明書
- ⑥ 高齢者世帯（入居者が60歳以上、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満）の場合 当初申告において収入申告書に記載されている世帯構成及び生年月日に変更がない場合は添付書面は必要ないものとする。ただし、随時申告においては、原則として、世帯構成及び年齢が確認できるもの（例：住民票抄本、健康保険者証の写など）を添付するものとする。
- ⑦ その他その事実を証明する書面

(6) 上記(1)から(5)のほか総合振興局長等が必要と認めるものとする。

第7 収入申告書未提出者に対する措置

1 収入申告書の未提出者に対しては、次の措置をとるものとする。

(1) 総合振興局長等が定めた期限までに収入申告書の提出がない場合は、条例第30条第1項の定めにより、8月末日までに、当該入居者に対して文書催告を行わなければならない。

なお、催告文書の様式は別記第4号様式を標準とする。

(2) 上記(1)の催告にもかかわらず収入申告書の提出がない場合は、文書又は電話等の手段によって、当該入居者に対する催告を行うよう努めるものとする。ただし、当該入居者が高齢者、障害者等である場合は、収入申告書の回収等に関して特段の配慮をすべきものとする。

(3) 上記(1)から(2)の催告によっても、なお基準日までに収入申告書の提出がない場合は、別記第5号様式の最終催告書を送付するものとする。

なお、最終催告書に記載する提出期限は、原則として10月末日とする。ただし、収入申告書の提出が提出期限後であっても受理できるものである。

2 上記1の措置によってもなお収入申告書未提出者から収入申告書の提出がない場合は、条例第30条第1項の定めにより官公署に対して収入状況の報告の請求等（以下「請求等」という。）を行うものとする。

3 上記2の請求等の対象者が単身の入居者である場合は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条に規定する者（以下「認知症である者等」という。）であるか否かについて、12月末日までに、指定管理者又は関係市町村高齢者保健福祉担当部署に対して照会し、確認を行うものとする。

4 上記3の確認の結果、認知症である者等と認められた者は、収入申告が困難な入居者として上記2の請求等により把握した当該入居者の収入に基づき、収入の認定を行い、別記第8号様式により通知するものとする。

ただし、収入超過者に該当する者に対しては、収入超過者として認定し、規則別記第28号様式その4により通知するものとする。

なお、認知症である者等の認定については、次の書面又は関係市町村高齢者保健福祉担当部署からの証明書により行うものとする。

- (1) 認知症である者 医師の診断書又はケアマネジャーが作成するケアプラン
- (2) 知的障害者 療育手帳の写し
- (3) 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の写し
- (4) 認知症である者等に準ずる者 医療や介護等の事務に従事する職員からの意見書
(別記第9号様式)

5 上記2の請求等の結果、収入超過者又は高額所得者に該当することが判明した者に対しては、収入超過者又は高額所得者として認定し、収入超過者にあつては規則別記第28号様式その3により、また高額所得者にあつては規則別記第29号様式により、その旨を通知するものとする。

6 上記2の請求等を行った者に対する処理経過は、別記第6号様式の収入未申告者整理票に記録するものとする。

第8 収入申告書の審査

1 入居者から提出のあった収入申告書に関して、記載内容の疑義又は添付書面に不備が認められる場合は、条例第30条第1項の定めにより当該入居者に対して請求等を行うものとする。

2 入居者から申告のあった収入に関して、添付書面が第6-(1)前段①、②に掲げる原則として添付すべき書面以外のものであったなどの理由により、特に確認する必要があると認めた場合は、条例第30条第1項の定めにより官公署に対して請求等を行うものとする。

第9 その他

1 条例第15条第1項ただし書きの規定による近傍同種の住宅の家賃の通知は、別記第7号様式により行うものとする。

2 現に入居している者として入居者管理台帳に記載されている者に異動が生じた場合は、次のうち該当する手続きを行ったうえで収入認定を行うこととする。

- (1) 死亡、転出又は出生の場合は、規則第12条の規定による異動の届出
- (2) 出生以外の理由により同居人が増える場合は、規則第11条の規定による同居の承認
- (3) 入居名義人の死亡又は退居の場合は、規則第13条の規定による入居の承継

3 健康保険証の取扱いについて、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）により、「告知要求制限」の規定が設けられたことから、提示又は写しの提出を受ける場合は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険証の提示を受ける場合には、被保険者等記号・番号等を書き写すことがないようにし、健康保険証の写しをとる際には、被保険者等記号・番号等を復元ができない程度にマスキングを施すこととする。
- (2) 健康保険証の写しの送付を受ける場合は、あらかじめ申告者に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求めることとし、マスキングが施されていない写しを受けた場合には、マスキングを施すこととする。
- (3) 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないものとする。

事業収入申告明細書

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

住所

氏名

私の、 年 月 日から 年 月 日までの事業収入は、次のとおりです。

事業所所在地	TEL ()	業種名	
--------	---------	-----	--

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)
収入金額	売上（収入）金額	①	経 費	接待交際費	M
	家事消費	②		損害保険料	N
	その他収入	③		修繕費	O
	小計（①+②+③）	④		消耗品費	P
売上げ原価	期首商品（製品）棚卸高	⑤		福利厚生費	Q
	仕入れ金額（製品製造原価）	⑥			R
	小計（⑤+⑥）	⑦			S
	期末商品（製品）棚卸高	⑧			T
	差引原価（⑦-⑧）	⑨			U
差引金額（④-⑨）		⑩			V
経費	給料賃金	A		W	
	外注工賃	B		X	
	減価償却費	C		Y	
	貸倒金	D		Z	
	地代家賃	E		合計	⑪
	利子割引料	F		(A~Zの合計)	
その他経費	租税公課	G	差引金額		⑫
	荷造運賃	H	(⑩-⑪)		
	水道光熱費	I	事業専従者控除額		⑬ (人)
	旅費交通費	J	所得金額		⑭
	通信費	K	(⑫-⑬)		
	広告宣伝費	L			

○事業専従者控除の内訳

○その他特記事項

氏名	続柄	年齢	従事月数

注 この明細書を提出するときは、収入金額、売上げ原価、各種経費の金額がわかるもの（領収書、経理簿の写し等）を提出するか、又は提示することが必要です。

無職無収入申出書

私は、現在、無職となっており、収入の無いことを下記のとおり申し出いたします。

記

※直近の就業履歴及び現在の生計維持の方法などについてお書きください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

住 所

氏 名

留意事項

- (注1) この申し出をしたのちに、就職等により収入を得ることとなった場合は、速やかに支庁長に申し出てください。
- (注2) この申し出を行った方については、税務関係機関への調査を行いますが、必要によってはあなたに事実関係の確認を行うことがあります。

(記 号 番 号)
年 月 日

様

北海道 総合振興局長 (振興局長) 印

収入申告書の提出について (催告)

道営住宅に入居されている皆様に対し、 年度の「収入申告書」を提出されるよう通知していましたが、あなたからは、期限を過ぎてもまだ提出していただいております。

つきましては、前回お送りしたパンフレットを参考にして、次の期限までに「収入申告書」を提出されるよう催告します。

なお、すでに収入申告書を提出されている場合には、この催告書が行き違いになっていると思われるので、ご了承ください。

記

- 1 催告期限 年 月 日
- 2 提出先 (総合振興局 (振興局) 住所)
(総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課主査 (建築住宅))
(振興局産業振興部建設指導課主査 (建築住宅))
(総合振興局 (振興局) 電話番号)

※ 道営住宅の家賃は、毎年度の収入申告に基づいて決定することとなり、入居者の方には収入を申告する義務があります。

もし、この申告を怠ったり、拒否した場合は、近傍同種の住宅の家賃 (最も所得が高い場合の家賃) を適用することになります。

(記 号 番 号)

年 月 日

様

北海道 総合振興局長 (振興局長) 印

収入申告書の提出について (最終催告)

年度の「収入申告書」について、これまで再三にわたり提出されるよう催告してまいりましたが、あなたからは未だに提出がありません。

つきましては、提出期限を次のとおり延長しますので、この期限までに必ず提出してください。

なお、この申告は、公営住宅法及び北海道営住宅条例に基づいて毎年度実施するもので、申告がなければ近傍同種の住宅の家賃 (最も所得が高い場合の家賃) をあなたの 年度の家賃として決定することになりますので、申し添えます。

記

1 最終催告期限 年 月 日

2 提出先 (総合振興局 (振興局) 住所)
(総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課主査 (建築住宅))
(振興局産業振興部建設指導課主査 (建築住宅))
(総合振興局 (振興局) 電話番号)

※ すでに収入申告書を提出されている場合には、この催告書が行き違いになっていると思われるので、ご了承ください。

北海道営住宅家賃決定通知書

(収入申告書未提出者)

(記 号 番 号)
年 月 日

様

北海道 総合振興局長 (振興局長) 印

収入を申告するよう催告したにもかかわらず、あなたから収入申告書の提出がありませんでした。

このため、あなたの 年度 (年 月から) の家賃は、近傍同種の住宅の家賃 (最も所得が高い場合の家賃) が適用されて、次のとおりとなりますので通知します。

記

1 年度の家賃の額

月	額	円
---	---	---

【留意事項】

道営住宅の家賃は、毎年度の収入申告に基づいて決定することとなっており、入居者の方には収入を申告する義務があります。

なお、こののちにおいても収入申告書を提出することはできますので、速やかに申告を行ってください。

2 住宅の表示

団地・棟・住戸	
所在地	
建設年度	
住戸専用面積	

3 問い合わせ先

この通知についての問い合わせ先は次のとおりです。

総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課主査 (建築住宅)

振興局産業振興部建設指導課主査 (建築住宅) (電話 - - 内線 -)